

○民事訴訟費用等に関する規則

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

- ・消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則(平成二七・六・二九最高裁規五)附則二条(平成二八・一〇・一施行)

別表第一(第一条の二関係)

項	欄	
	上	下
一・二(略)		
二の二(改正により追加)		
三	裁判所における手続を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの(法第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て並びにこの表の一の項及び二の項に掲げる申立てを除く。)	千円。ただし、強制執行又は競売若しくは取益執行の申立てに係る事件における申立人以外の債権者については五百円
四一六(略)		

(後略)